

様式第1号（第8条関係）

空き家定住推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）秋田市長

申請者

※事務局使用欄 他制度等	
	【フラット35】 子育て支援型 地域活性化型
	住宅リフォーム支援事業
	その他補助金等 ()
【申請連絡先】 申請者・施工業者	

住所	〒 ー
フリガナ	
氏名	
電話番号	

秋田市空き家定住推進事業補助金交付要綱に係る補助金の交付を受けたいので、同交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書および添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は、申請を取り下げを誓約します。

1	区分	1. 購入 2. 賃貸借	空き家等	空き家バンク物件・事業者物件
			建築年月	年 月
		中活区域等	該当・該当無	
	住宅の所在地			
	売買契約又は賃貸借契約日	年 月 日	住宅への居住日 (予定日)	年 月 日頃
2	工事費の内訳	A全体工事費	円	
		B補助対象外工事費	円	
		C補助対象工事費	円	
3	補助申請額	C × 1 / 2 (1,000円未満切り捨て) ※市外移住者 購入100万円上限、賃貸借30万円上限 ※市内在住者(中活区域等内のみ) 購入50万円上限、賃貸借20万円上限	円	
4	工事内容			
	工事期間(予定)	年 月 日～ 年 月 日		
5	施工業者	業者名		
		本店所在地		
		(必要に応じて記入) 支店又は営業所等の所在地		
		担当者名		
		電話番号		

※空き家の賃貸借による改修等の場合は、下記の同意書に記入してください。

【同意事項】

本件にかかる改修等の工事については、上記のとおり実施することに同意します。

空き家等の所有者	住所	〒 _____		
	フリガナ		電話番号	
	氏名	印		
空き家等の借受人 (予定)	住所	〒 _____		
	フリガナ		電話番号	
	氏名	印		

【添付書類】	チェック
(1) 誓約書兼同意書 (様式第2号)	<input type="checkbox"/>
(2) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/>
(3) 重要事項説明書の写し (物件台帳に登録された空き家であって、事業者等の仲介によって取引されていないものを除く。)	<input type="checkbox"/>
(4) 転入前又は転居前の住所を確認することができる住民票又は戸籍の附票 (第3条第1項第3号、同条第2項および同条第3項第3号の規定による補助対象者が申請者である場合を除く。)	<input type="checkbox"/>
(5) 借入人の転入前又は転居前の住所を確認することができる書類 (第3条第1項第3号および同条第3項第3号の規定による補助対象者が申請者である場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
(6) 工事請負契約書又は請書の写し (契約者氏名、住所、工事名、工事場所、金額、工期、日付等が記載され、収入印紙を貼っているもの)	<input type="checkbox"/>
(7) 工事内訳明細書又は見積書の写し (数量×単価で表記されていること。一式表記はお避けください。)	<input type="checkbox"/>
(8) 工事着手前の写真 (住宅の外観全景写真および工事部分の写真について、施工前と施工後の写真が対比できるように撮影してください。工事内容などコメントを記載してください)	<input type="checkbox"/>
(9) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写しおよび図面	<input type="checkbox"/>
(10) 建物の登記事項証明書 (第3条第1項第3号又は同条第3項第3号に該当する者が申請者である場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
(11) 本市市税に滞納がないこと証する納税証明書 (要綱第3条第1項第3号又は同条第3項各号に該当する者が申請者である場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
(12) 東日本大震災に起因して避難している者であることが分かる書類および市内に居住していることが分かる書類 (第3条第2項の規定による補助対象者が申請者の場合に限る。)	<input type="checkbox"/>
(13) 上記のほか、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

【事務局使用欄】※下記には記入しないでください。

(A) 全体工事費	(B) 補助対象外工事	(C) 補助対象工事 (A) - (B)	補助決定金額
円	円	円	円

要綱第3条第2項の該当	有・無	要綱第3条第3項の該当	無・第1号・第2号・第3号
-------------	-----	-------------	---------------